

菊川市下水道事業審議会

第4回審議会資料

令和8年7月9日

静岡県菊川市下水道課

目次

CONTENTS

01 第3回審議会のおさらい

02 答申書（案）について

03 今後のスケジュール

01 第3回審議会のおさらい

(1) 審議会内容

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 報告事項
 - 下水道使用料改定案について
 - (2) 協議事項
 - ア 基本使用料の決定
 - イ 従量使用料区分数の検討
- 3 その他
- 4 閉会

01 第3回審議会のおさらい

(2) 決定事項・質問・意見

決定事項

- ①基本使用料は「2,400円/2か月（税抜）」を採用とする。
（ケース3：「固定費充当率50.0%」）
- ②従量使用料区分数及びその累進度は現状どおりとする。
（区分数：3、累進度：1.16）

<協議時の意見>

- ①基本使用料の設定について、整理すること。
- ②従量使用料については現状どおり3区分とし、次回改定時に基本水量のあり方と合わせて検討すればよい。

01 第3回審議会のおさらい

(3) 下水道使用料の改定案

これまでの審議会での審議により、下水道使用料の改定案は以下のとおりになります。

単位：円/㎥・2ヵ月（税抜）

項目		汚水量		現行体系	改定案	増減
使用料体系	基本使用料	0～16m³まで		1,920	2,400	+ 480
	従量使用料	16m³を超え 100m³まで	①	120	142	+ 22
		100m³を超え 200m³まで	②	130	153	+ 23
		200m³を 超えるもの	③	140	165	+ 25
累進度				1.17	1.16	

01 第3回審議会のおさらい

(3) 下水道使用料の改定案

使用量毎の負担額は以下のとおりです。

一般家庭(40～60m³/2か月)では、1,000～1,500円程度の負担増が見込まれます。

2ヵ月 円、税込 ※10円未満切捨て

使用量 m ³	現行体系	改定案	備考
0～16m ³	2,110	2,640 (+530)	基本使用料
20m ³	2,640	3,260 (+620)	少量使用者
40m ³	5,280	6,380 (+1,100)	一般家庭 (2～4人世帯)
50m ³	6,600	7,950 (+1,350)	
60m ³	7,920	9,510 (+1,590)	
80m ³	10,560	12,630 (+2,070)	大人数世帯+
100m ³	13,200	15,760 (+2,560)	小規模事業所
200m ³	27,500	32,590 (+5,090)	事業所
400m ³	58,300	68,890 (+10,590)	

01 第3回審議会のおさらい

(4) 基本使用料の設定について

※第3回審議会資料より

<基本使用料の設定>

固定的経費に対する基本使用料の割合について、令和9年度から令和13年度までの支出予測を基に検証を行いました。

その結果、現行の下水道使用料体系では、固定的経費に対する基本使用料の割合が40.0%の見込みであることが分かりました。

本来必要な割合である100%を達成するためには、基本使用料を大幅に高くする必要があります。

<検証結果> 基本使用料の固定的経費に占める割合

※ 令和9年度～令和13年度のデータから使用料対象経費を固定的経費と変動的経費に分解し検証

現行下水道使用料体系の場合

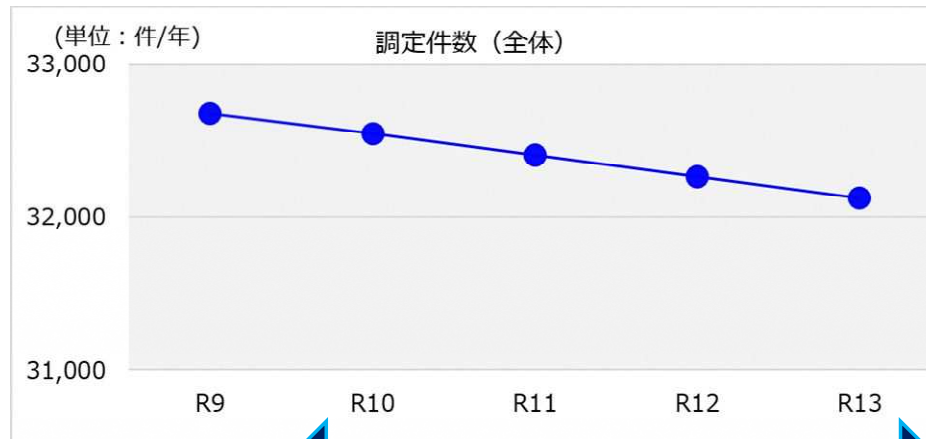


01 第3回審議会のおさらい

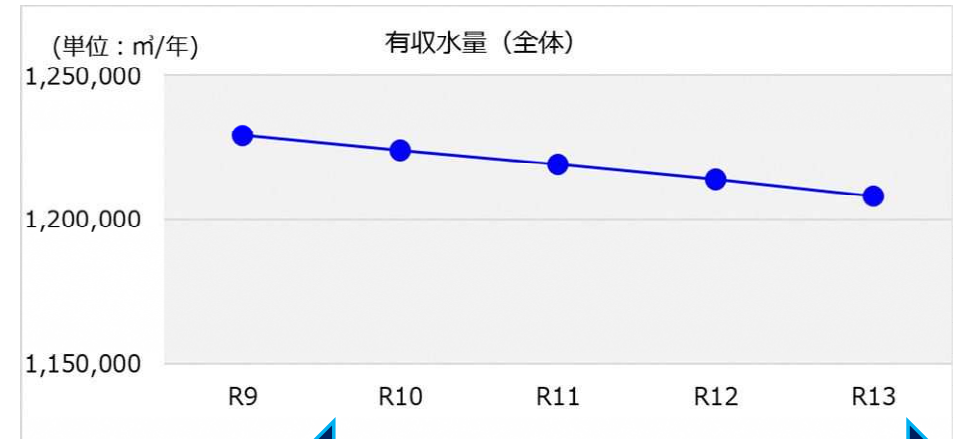
(4) 基本使用料の設定について

※第3回審議会資料より

将来の調定件数・水量の設定



項目/年度		R9	R10	R11	R12	R13
調定件数 [件/年] ※2か月当り	0～16㎡	9,308	9,267	9,226	9,184	9,142
	17～40㎡	13,502	13,442	13,383	13,323	13,262
	41～50㎡	4,129	4,111	4,093	4,074	4,056
	51～100㎡	5,023	5,004	4,985	4,966	4,947
	101～200㎡	426	426	426	426	426
	201㎡以上	288	288	288	288	288
合計		32,676	32,538	32,401	32,261	32,121



項目/年度		R9	R10	R11	R12	R13
有収水量 [㎡/年] ※2か月当り	0～16㎡	83,991	83,648	83,304	82,958	82,488
	17～40㎡	406,018	404,362	402,698	401,024	398,752
	41～50㎡	197,628	196,822	196,012	195,197	194,091
	51～100㎡	324,246	322,051	319,870	317,704	315,553
	101～200㎡	54,551	54,551	54,551	54,551	54,551
	201㎡以上	162,566	162,566	162,566	162,566	162,566
合計		1,229,000	1,224,000	1,219,001	1,214,000	1,208,001

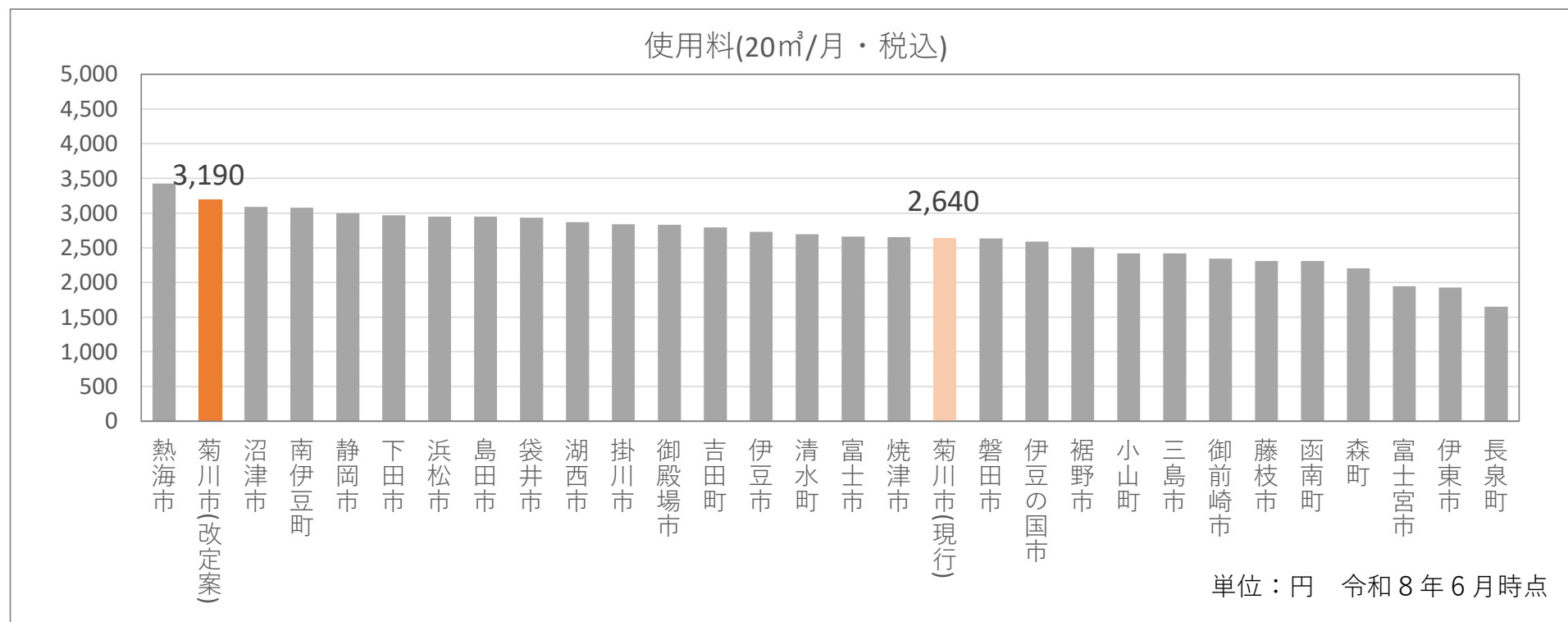
■調定件数、有収水量は減少の見込みです。件数や水量の影響を受けにくく、収入の安定性を高めるために、基本使用料を引き上げ、使用料収入における割合を高めていく必要があります。

01 第3回審議会のおさらい

(5) 県内自治体との比較

使用料(20m³/月・税込)(案)を県内自治体と比較した結果は以下のとおりです。

今回の改定により、中間的な水準から、熱海市に次ぐ水準まで高くなります。



01 第3回審議会のおさらい

(5) 県内自治体との比較

■使用料 (20m³/月・税込) 県内自治体との比較

(20m³/月・税込)

No	自治体名	円	No	自治体名	円	No	自治体名	円
1	熱海市	3,427	11	掛川市	2,838	21	裾野市	2,508
2	菊川市(改定案)	3,190	12	御殿場市	2,830	22	小山町	2,420
3	沼津市	3,090	13	吉田町	2,794	23	三島市	2,418
4	南伊豆町	3,080	14	伊豆市	2,728	24	御前崎市	2,343
5	静岡市	2,999	15	清水町	2,695	25	藤枝市	2,310
6	下田市	2,970	16	富士市	2,662	26	函南町	2,310
7	浜松市	2,948	17	焼津市	2,654	27	森町	2,200
8	島田市	2,948	18	菊川市(現行)	2,640	28	富士宮市	1,947
9	袋井市	2,934	19	磐田市	2,632	29	伊東市	1,925
10	湖西市	2,872	20	伊豆の国市	2,590	30	長泉町	1,650

(令和8年6月時点)

02 答申書（案）について

答申書（案）の概要

本審議会における決定事項や留意事項を『答申書』にとりまとめ、市長に提出します。

『答申書』の素案の概要は以下のとおりです。

※『答申書』（案）については、今回審議会資料として、別途お示しします。

【答申書（案）の概要】

答申（鏡）

- 1 下水道事業の現状と経営課題
- 2 下水道使用料改定の基本方針
- 3 下水道使用料の改定案
- 4 附帯意見
- 5 附属資料

03 今後のスケジュール

菊川市下水道事業審議会の今後のスケジュールは、以下のとおりです。

回数	開催年月	内 容
1	令和7年8月8日	委嘱、諮問、正副会長選出 <報告事項> ■菊川市下水道事業の概要と経営状況 ■菊川市下水道事業経営戦略について <協議事項> ■経営改善に係る基本方針について
2	令和7年11月7日	<報告事項> ■下水道使用料改定率について ■下水道使用料体系について ■菊川市の下水道使用状況について <協議事項> ■下水道使用料改定率の決定 ■使用料体系の方針設定
3	令和8年2月12日	<報告事項> ■下水道使用料改定案について <協議事項> ■基本使用料の決定 ■従量使用料区分数の検討
4	令和8年7月(今回)	<報告事項> ■答申書案について <協議事項> ■答申書案について
5	令和8年8月(予定)	<協議事項> ■答申書案について
6	令和8年9月(予定)	■答申